

幼児教育・保育の無償化についての Q&A ～認可外保育施設編～

1. 子どもの生年月日が、平成 28 年 3 月 24 日ですが無償化の対象となりますか。

平成 31 年 4 月 1 日時点で 3 歳となっているのであれば、今年度 10 月から無償化の対象となります。

2. 施設に支払っている保育料の全部が無償化になりますか？

食材料費、教材費、行事費、バス送迎費、延長保育料など無償化の対象とならない費用があります。

3. 現在、認可外保育所に入所しています。病児保育室やファミリー・サポート・センター事業などを利用した費用は無償化の対象ですか？

保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設、幼稚園を利用している場合、一時保育や病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などを利用した費用は無償化の対象になりません。認可外保育所は併用可能です。

※企業主導型保育施設をご利用の方の無償化については、各施設にお問い合わせください。

4. 銀行に口座がないのですが、大丈夫ですか？

償還払いについては、口座に振り込みさせていただきますので、お手数ですが銀行口座をご用意ください。

5. 主人ではなく私(妻)の口座でも大丈夫ですか。

妻の口座への振り込みも可能です。ただし、請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要となるため、ご主人と姓が異なる場合は、ご主人の認印をご持参いただくか、ご主人の委任状が必要となります。

（請求者が妻で口座名義が旧姓の場合、振込エラーとなってしまう可能性があるため、現在の姓の口座を指定していただくか、主人の口座を指定していただくか、どちらかの対応となります。）

6. いつ振り込まれますか。

毎月末日までに提出した請求に関しては、翌月の末日に振込みをいたします。ただし、今回令和元年 10 月分11月分までの保育料に関しては、システムの都合上令和2年 1 月末日の振込みを予定しております。

7. 添付書類は原本が必要ですか。

原則として原本が必要となります(二重払いをさけるため。) 控えが必要な場合は各自コピーをお取りください。

8. 償還払いの請求はいつでもいいのですか。

毎月請求は受け付けております。複数月分まとめて請求でも可能です。ただし、利用月から 2 年以内での請求となります。

9. 請求書は毎回記入しないといけないのですか。

初回記入していただいた内容は、こちらで請求書をデータ化して保管しておきます。次回請求の際は前回請求内容から変更が無いかを確認していただき、押印のうえ提出していただきます。

10. 月途中で保育園を退園したのですが、保育料は園に全額支払いました。全額償還されますか。

月途中で入退園された場合、提供証明書の利用期間で日割りし償還されることになります。

例えば 15 日に退園された場合、 $37,000 \text{ 円} \times 15 / 31 = 17,903 \div 17,900 \text{ 円}$ (10 円未満切捨て)が振り込まれることとなります。 $37,000 \text{ 円} - 17,900 \text{ 円} = 20,900 \text{ 円}$ は他のサービス(ファミサポ・一時預かり・病児)で利用することが可能です。

11. 月途中で市外に転出をしたのですが、同じ保育所を継続利用しています。保育料は償還されますか。

転出前までの保育料に関しては、日割りにて当市の窓口にて償還の対象となります。

転出日以降の保育料に関しては、転出先の市町村で保育施設の利用前までに保育の申請をし、認定された場合に、転出日以降の日割りの保育料の償還のお手続きが必要となります。

なお、転入の場合はそれぞれの市町村にて、転入日前、転入日以降の日割りの償還となりますが、転出後の市町村にて保育施設の利用前までに保育の申請を行う必要があります。

12.私のこどもが通っている保育園では、保育料は償還払いといわれました。別の保育園では、払い戻しの手続きが必要ありません。毎月手続きに行くのは大変です。なぜ償還払いとそうでない施設があるのですか。

幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育所等の利用者の保育料も新たな施設等利用費の給付の対象となりましたが、当給付は複数の施設を利用する可能性もあることから、元々厚生労働省が、利用者の申請に基づき一括清算ができる償還払いを想定した制度です。

施設側の要望により、法定代理を採択している施設もありますが、各施設の事務負担の増加や運営への影響等を踏まえ、あくまで施設が選択していただくものとしています。